

## VII. 自治会の防災機材と備蓄品について

自治会として共助の立場から、災害発生時に会員を補助するための防災機材、備蓄品を常に有効に活用できるように管理する。ここでは防災機材、備蓄品の整備と、災害時に円滑に活用できるようにするための運用・管理の内容について示します。

### 1. 防災機材について

災害時に必要な機材を年度初めに見直しを行い順次整備してきました。保管場所は自治会館横と中央公園内の防災倉庫に分散して保管しています。保管している内容を「別紙書式8」に示します。災害発生時には救援救護・給水給食係が管理して使用します。

### 2. 備蓄品について

#### (1) 各家庭での備蓄品について

備蓄品については、まず各家庭で備蓄品を準備しておくことが重要です。特に水・食料について、**3日分の食料と飲料水（1人1日3リットル）**（別紙参考資料：備蓄品チェックリスト：幸手市ハザードマップより）を備蓄しておくことが重要です。各家庭での備蓄をお願いします。

#### (2) 自治会としての備蓄品について

自治会としては共助の立場から、災害時の会員への緊急支援用として必要最小限の飲料水と非常食を備蓄しています。幸手東武団地自治会の備蓄品の概略内容を「別紙書式8」に示します。備蓄品の必要最小量の目安は、当該年度の予算の中から算出することになります。備蓄品は災害時の緊急対応として不足し必要としている会員のみ配布します（救援救護・給水給食係が配布を担当する）。

### 3. 防災機材、備蓄品の管理

- ① リストを使用して定期的に点検を行う。備蓄品は年2回（防災訓練時、年末大掃除の時）防災機材は年1回（防災訓練時）。また点検時に内容の見直しを行い、追加・買い換えなどの管理を行う。
- ② 備蓄品、防災機材に変更や追加があった場合はリストの更新を行う。
- ③ 備蓄品、防災機材は、防災倉庫内に保管し、保管場所はリストの中に記入する。救急薬品などの有効期限のあるものは、自治会館内で保管し事務局員が管理する。
- ④ 備蓄品については賞味期限を確認する。賞味期限が半年以内のものは行事の時（防災訓練、年末大掃除）の会員参加者に配布する。同時に備蓄品の不足分を補充する。
- ⑤ 防災機材は点検時に使用可能かどうかを確認し、修理・買い換えの要否を確認する。
- ⑥ 機材使用時には使用者は管理者に使用する機材を連絡し、使用後は保管場所に返却する。